

応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画

平成 30 年 12 月 27 日

神奈川県住宅計画課

1 策定の目的

平成 30 年 6 月に災害救助法が改正され、国の指定により、政令市が救助実施市として、救助の実施主体となり得ることとなった。

県内に救助の実施主体が複数になることも想定される中で、県では、大規模災害時に県域全体として、公平で迅速な救助を行うため、資源配分に係る計画策定の手順や県及び救助実施市の役割、平時・災害発生時の連携体制などについて「災害救助に係る神奈川県資源配分計画（くらし安全防災局災害対策課所管）（以下「県資源配分計画」という。）」を定めることとなった。

この県資源配分計画において、「医療や応急仮設住宅など、資源配分の手順等が個別の計画等であらかじめ定められている場合は、その計画に基づき、県災害対策本部の各部において、県災害対策本部の統制部と連携して資源配分・供給を行うものとする。」とされたことから、応急仮設住宅の供給については、県資源配分計画の個別計画として、建設型応急仮設住宅の設置計画（供給計画）の策定に係る事務オペレーション等について「応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画」を次のとおり定めることとする。

2 資源配分について

(1) 資源配分の対象

- 本計画において、資源配分の対象は、建設型応急仮設住宅に係る協定を締結している団体（以下「協定団体」という。）から示される「供給可能戸数」とする。
- 一方、借上型応急仮設住宅は、県下共通の供給ルールで運用する必要があることや、建設型応急仮設住宅の配分をする上で民間賃貸住宅の供給戸数を把握する必要があることなどから、広域調整が必要な資源として県資源配分計画の対象としているが、次の理由により、配分は設定しない。

（理由）

- ・今後、都心南部直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害が発生し、被災した市町村だけでは借上型応急仮設住宅を確保することが困難な場合には、当該市町村又は県を越えた広域的な避難も余儀なくされる可能性が高い。
- ・このような大規模の災害においては、被災者が民間賃貸住宅を自ら探すことが主流となることが想定される。実際に、東日本大震災時には、全国各地に避難が行われ、本県でも民間賃貸住宅等に被災者を受入れており、被災者が自ら選択して契約をした。
- ・このような大規模の災害において、救助の実施主体毎に空き住戸を配分すると、被災者の避難行動を制約し、迅速な住宅提供を損ねる可能性がある。

(2) 資源の事前配分

大規模災害において、救助実施市が発災直後から速やかに建設準備に着手できるように、協定団体から示される初動期（1ヶ月）の供給可能戸数について、人口割合に応じて事前に配分することとし、次表のとおり事前配分戸数をあらかじめ設定する。

なお、事前配分の適用については、発災直後の県内の被災状況（震度分布、津波高さ・浸水範囲、水害の浸水範囲等）を踏まえ、県及び救助実施市で協議して決定する。

■事前配分戸数（平成30年4月1日時点の総人口数により設定）

救助主体	総人口数		事前配分戸数（戸）	
	（人）	（地域比）	割合	合計
横浜市	3,733,084	40.7%	41%	771
川崎市	1,505,357	16.4%	16%	301
相模原市	722,688	7.9%	8%	150
県（政令市除く）	3,202,150	34.9%	35%	658
合計	9,163,279	100%	100%	1880

【参考】県内の供給可能戸数^{※1}（単位：戸（29.7㎡、9坪））

協定団体	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	備考
プレハブ建築協会（プレ協） ^{※2}	(3,800) 380	(29,000) 2,900	(62,000) 6,200	(関東) 神奈川県
全国木造住宅産業協会（全木協）	500	1,500	3,000	神奈川県
日本木造住宅産業協会神奈川県支部（木住協）	1,000	3,000	6,000	神奈川県
合計	1,880	7,400	15,200	

※1 各協定団体の供給可能戸数は、協定締結時に提示された供給可能戸数（平成30年11月末時点）。

※2 プレ協の本県への供給可能戸数は、関東圏域（10都県）の供給可能戸数の10%と想定している。

3 建設型応急仮設住宅の設置計画の策定に係る事務オペレーション

(1) 平時

①早期着工可能地の選定（市町村）

- ・市町村は、建設候補地データベースを適時に更新し、早期着工可能地を選定して県に報告する。

②事前対策の情報共有及び検討（県、市町村）

- ・県及び市町村は、神奈川県地域住宅協議会災害時住宅対策検討部会において、応急仮設住宅の供給に係る事前対策の情報共有及び検討を行う。

(2) 発災直後～1週間頃

①事前配分の適用の要否の判断（県、救助実施市）＜発災直後＞

- ・県及び救助実施市は、2（2）に基づき、資源の事前配分の適用の要否を協議して決定する。

②供給可能戸数等の把握（県、事業主体、協定団体）

- ・県は、公的賃貸住宅（事業主体）及び借上型応急仮設住宅（協定団体）の提供可能戸数、並びに建設型応急仮設住宅（協定団体）の供給可能戸数を把握して、市町村と情報共有する。

③必要建設戸数の推計（県）

- ・①の事前配分の適用を踏まえて、県は、次の推計方法に基づき、必要建設戸数を推計し、市町村と情報共有する。

【必要建設戸数の推計方法】

$$\begin{aligned} \text{必要建設戸数} &= \text{避難者数}^{※1} / 2 \text{人}^{※2} \text{（避難世帯数の推計）} \\ &\quad \times 80\% \text{（全壊・半壊世帯数割合}^{※3} \text{の推計）} \\ &\quad \times 1/2 \text{（建設型応急仮設住宅要望}^{※4} \text{の推計）} \end{aligned}$$

※1 県災害情報管理システムの避難者数により把握する。

※2 本県の世帯平均人数より設定（H27.10.1時点 2.26人）

※3、4 東日本大震災における被災県の実例を参考に設定。

（注意）「必要建設戸数」の公表に当たっては、発災後の初期段階の情報に基づく推計値であることを明記して、協定団体等が混乱を招くことがないようにする。

④建設用地の選定（市町村）

- ・市町村は、③の必要建設戸数（推計値）に対して、地域特性や被災状況を踏まえて、早期着工可能地の中から建設用地を選定して、県に報告する。

⑤要望調査の準備（市町村）

- ・市町村は、実際の必要建設戸数を把握するため、要望調査（避難所アンケート等）の準備を開始する。

⑥設置計画（第1次）の策定（県、救助実施市）

- ・ 県は、①～③の情報を基に、県及び救助実施市に供給可能戸数を配分する。
- ・ 県及び救助実施市は、配分された供給可能戸数について、④の情報を基に、建設型応急仮設住宅の設置計画の原案を作成する。
- ・ 県は、設置計画原案について、市町村（救助実施市を除く）に意見照会を行う。
- ・ 県及び救助実施市は、内閣府と調整の上、設置計画（第1次）を策定する。

（3）2～3週間頃

①供給可能戸数等の把握（県、事業主体、協定団体）【更新】

- ・ 県は、協定団体から提供される供給可能戸数等の情報を適時に更新して、市町村と情報共有する。

②必要建設戸数の推計（県）【更新】

- ・ 県は、必要建設戸数（推計値）を適時に更新して、市町村と情報共有する。

③要望調査の実施（市町村）

- ・ 市町村は、準備が整い次第、避難所アンケート等による要望調査を開始し、必要建設戸数を推計値から要望戸数に置き換えて県に報告する。

④建設用地の選定（市町村）【見直し、追加】

- ・ 市町村は、③の要望戸数に応じて、建設用地の見直し及び追加を行って県に報告する。

⑤設置計画（第1次）の更新（県、救助実施市）

- ・ 県は、①～③の情報を基に、県及び救助実施市に配分する供給可能戸数を精査する。
- ・ 県及び救助実施市は、精査後の供給可能戸数と④の情報を基に、建設型応急仮設住宅の設置計画（第1次）の内容を見直して更新する。

（4）3週間以降

（3）と同様の流れで、第2次以降の設置計画を策定する。

4 特別基準の協議について

県及び救助実施市は、建設型応急仮設住宅の特別仕様等の特別基準について国と協議する場合は、できるだけ事前に情報を共有することとする。また、国との協議結果についても、同様に共有する。

5 その他

本計画に記載のない事項については、県資源配分計画及び神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル（神奈川県地域住宅協議会作成）によることとする。

以上